

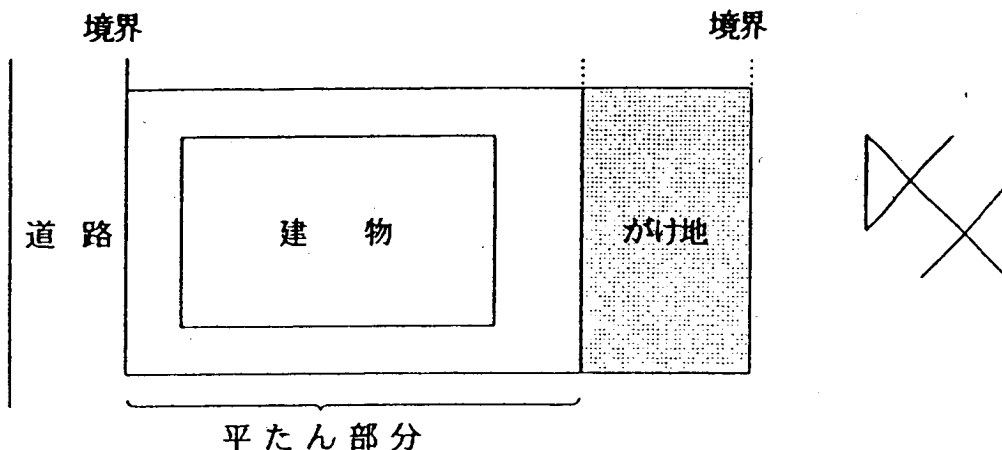
※平成13年3月現在の法令等に即した内容となっています。

※個々の事例は、必ずしも事案の内容の全部を十分に表現しているとはいえないため、類似事案に応用する場合には慎重を期する必要があります。

203 がけ地等を有する宅地の評価——南東を向いている場合

【照会要旨】

次のように南東を向いているがけ地部分を有する宅地のがけ地補正率はどのようにして求めるのか。



(総地積400㎡、がけ地の全地積100㎡、がけ地割合0.25)

【回答要旨】

「がけ地補正率表」に定められた方位の中間を向いているがけ地は、それぞれの方位のがけ地補正率を平均して求める。

(計算例)

がけ地割合0.25の場合の 南方位のがけ地補正率		がけ地割合0.25の場合の 東方位のがけ地補正率	
0.92	+	0.91	
<hr/>		<hr/>	
2		= 0.91	

(小数点第二位未満切り捨て)

なお、「北北西」のような場合には、「北」のみの方位によることとしても差し支えない。

【関係法令通達】

評基通20-4